

八代市子育てガイドブック



2015 八代市

イラスト WANPAG

も く じ

妊娠したら・・・・・・・・・・3

母子手帳交付
妊婦健康診査
両親学級

赤ちゃんが生まれたら・・・・・・・・4

出生届
出産育児一時金
健康保険証の手続き
こども医療
未熟児養育医療
児童手当

乳幼児期になったら・・・・・・・・6

乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）
乳幼児健診
定期予防接種（乳幼児）
定期予防接種（小学生以降）
個別接種医療機関一覧
子育てや発達に関する相談
赤ちゃん広場
もぐもぐ教室（離乳食教室）

保育所・・・・・・・・・・11

保育園とは
入所の要件
保育時間の認定（標準時間・短時間の認定）
保育料
認可保育所一覧
認定こども園
特定地域型保育所

幼稚園・・・・・・・・・・15

私立幼稚園就園奨励費
幼稚園一覧

小・中学生・・・・・・・・・・16

放課後児童クラブ
小学校への入学
八代市内の小学校
中学校への入学
八代市内の中学校
就学援助
特別支援学校一覧
八代市内の特別支援学校
くま川教室

一時的な預かり・・・・・・・・・・22

ファミリーサポートセンター
子育て支援短期事業
（ショートステイ・トワイライトステイ）
病児・病後児保育事業

ひとり親家庭・・・・・・・・・・25

児童扶養手当
ひとり親家庭等医療費助成
熊本県母子寡婦福祉資金貸付制度
JR通勤定期の割引制度
ひとり親家庭等日常生活支援事業
自立支援教育訓練給付金
高等職業訓練促進等給付金

障がいのある子ども・・・・・・・・30

手帳
医療
手当
各種サービス・支援

子ども・子育てに 関する相談窓口・・・・・・・・35

子ども・子育てに関する総合相談
児童虐待相談
教育・いじめ・非行相談
障がいをお持ちのお子さんの相談

救急診療・・・・・・・・・・38

急病のときは
休日在宅当番医
歯科救急診療
小児救急電話相談

子どもや子育てに 関する施設・場所・・・・・・・・39

こどもプラザすくすく
こどもプラザわくわく
子育て支援センター

妊娠したら



母子手帳交付

母子手帳は、妊娠中の経過や出産時の状況、その後の子どもの成長・発達や予防接種の記録などを記入する大切なものです。妊娠がわかり、医療機関で妊娠届出書の発行を受けたら早めに交付を受けましょう。

【日時】

千丁・鏡・東陽・泉にお住まいの方・・・毎月第2・4 月曜日（鏡保健センター）
坂本・旧八代市にお住まいの方・・・毎週 火曜日（八代保健センター）
受付時間 午前9時45分～午前10時
※上記の日時に都合の悪い人は、担当地区の保健センターへ連絡してください。

【内容】

- 母子健康手帳及び、妊婦健康診査受診票の交付
- 妊娠中の生活（健康相談）
- 母子健康手帳や保健、医療制度などの説明

【手続きに必要なもの】

- 妊娠届出書
- 筆記用具

妊婦健康診査

健康診査を定期的に行いましょう。

【定期健康診査の回数】

- 妊娠23週（第6月）まで・・・4週に1回
- 妊娠24週～35週（第7月～9月）・・・2週に1回
- 妊娠36週以降（第10月）・・・毎週1回



～妊婦健康診査受診票～

決められた検査項目の費用を公費で負担します。

※里帰りなどで八代市の妊婦健康診査受診票が利用できない病院や助産院で妊婦健康診査を受けた場合、事後申請に基づき限度回数・金額の範囲内で健診費用の助成を受けることができます。詳しくはお問合せ下さい。

両親学級

第1子を妊娠中のご夫婦を対象とした教室です。父親・母親の役割や赤ちゃんの特徴などをお話します。妊婦体験や赤ちゃんの抱っこ体験などもあります。（要予約）



問い合わせ先

市保健センター TEL 0965-32-7200
鏡保健センター TEL 0965-52-5277

赤ちゃんが生まれたら



出生届

赤ちゃんが生まれたら出生届をだしましょう。

[期限]

生まれた日を含む14日以内

※国外で出生した場合は生まれてから3カ月以内

[届出先]

●父または母の所在地（住所地等）または本籍地 ●子の出生地の戸籍届出窓口

[手続きに必要なもの]

- 出生届用紙（※用紙右半分に医師または助産師の証明を受けたもの）
- 印鑑
- 母子健康手帳

[届出人]

父または母

※父母が婚姻していない場合は母

問い合わせ先

市民課（八代市役所1階）

TEL：0965-33-4110

出産育児一時金

健康保険の被保険者、または被扶養者が出産すると支給されます。1児につき、産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合は42万円、それ以外の場合は40万4千円支給されます。

なお、退職などにより健康保険の資格を喪失した後の出産において、従前加入していた健康保険から支給を受けることができる場合があります。

※詳しくは問い合わせてください。

（社会保険加入者は職場の人事担当者に問い合わせてください。）

問い合わせ先

国保ねんきん課（八代市役所1階）

TEL：0965-33-4113

健康保険証の手続き

国民健康保険は市役所で、社会保険は職場で加入の手続きをしてください。

[期限]

出生から14日以内

[手続きに必要なもの]

- 母子健康手帳 ●保険証 ●印鑑

問い合わせ先

国保ねんきん課（八代市役所1階）

TEL：0965-33-4113

こども医療

お子さんが入院や通院されたときの医療費を助成する制度です。

[対象者]

小学校3年生まで

（平成27年4月診療分から対象年齢を9歳から12歳に引き上げ）

[所得制限]

なし

[自己負担額]

なし

[手続きに必要なもの]

- ・子どもの健康保険証
 - ・受給者（児童手当の受給者と同じ）名義の預金通帳かカードの写し
- ※1月2日以降に転入の場合は、前住所地での所得証明書



問い合わせ先

こども未来課（八代市役所1階）

TEL：0965-33-8721

未熟児養育医療

未熟児（出生体重が2,000g以下または生活力が特に薄弱）で、医師が入院養育を必要と認める乳幼児に対し、必要な医療の給付を行います。（先天性疾患に起因するものを除きます）指定養育医療機関での入院であれば、入院中の医療費を、こども医療と合せて給付します。必要な書類などは問い合わせてください。

〔申請先〕

こども未来課 TEL：0965-33-8721
各支所市民福祉課（鏡支所は健康福祉課）

問い合わせ先

こども未来課（八代市役所1階）

TEL：0965-33-8721

児童手当

次代を担う児童の健やかな成長を支援するため、中学校終了までの児童を養育している人に支給するものです。

〔対象者〕

原則日本国内に居住しており、中学校終了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育している人

〔支給月額〕

- 3歳未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・15,000円
- 3歳～小学校修了前（第1子、第2子）・・・・・・・・・・10,000円
- 3歳～小学校修了前（第3子以降）・・・・・・・・・・15,000円
- 中学生・・・・・・・・・・・・・・・・・・10,000円
- 所得制限以上（年齢に関係なく）・・・・・・・・・・5,000円

〔所得制限限度額〕

扶養の人数により異なりますので問合せてください。

- 出生や転入時は申請が必要です。申請した日の属する月の翌月分から手当が支給されます。

※ただし、出生の場合は、出生の翌日から数えて15日以内、転入の場合は、転出する市区町村からの転出予定日の翌日から15日以内に申請した場合は、その事由の属する月の翌月分から支給対象です。

- 公務員は、勤務先で手続きしてください。

- 単身赴任などで、生計の中心者とこどもが別居している場合は、生計の中心者が居住する市町村で手続きすることになります。

〔手続きに必要なもの〕

- 健康保険証（請求者のもの）
- 請求者名義の振込先口座がわかるもの（通帳またはカード等の写し）
- 転入の場合は児童手当用所得証明書
- その他、必要に応じて提出する書類があります。

〔支給の時期〕

6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの4月分が支給されます。
15日に支払予定ですが支払日が金融機関の休業日の場合は、その前の営業日となります。

※毎年6月に現況届の提出が必要です。提出がないと、6月分以降の手当の支給が差し止められますのでご注意ください。

問い合わせ先

こども未来課（八代市役所1階）

TEL：0965-33-8721

乳幼児期になったら

乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）

4か月未満の赤ちゃんがいる全ての家庭を、助産師・保健師が家庭訪問し、母子の健康や育児についての相談や赤ちゃんの体重測定、子育てサービス案内などを行います。

生後1か月頃、出生連絡票をもとに日程についての連絡を行います。早めの訪問を希望される場合は、直接お電話でご相談ください。



乳幼児健診

乳幼児期の発育状況を確認するために健康診査を行います。対象時期になりましたら、案内をお送りします。

4か月児健診

〔案内時期〕 健診日の1ヶ月前

〔内 容〕 身体計測、診察（小児科・整形外科）、保健・栄養相談

〔場 所〕 坂本・旧八代市地区にお住まいの方は保健センター
千丁・鏡・東陽・泉地区にお住まいの方は鏡保健センター

〔必要なもの〕 母子健康手帳

7か月児健診

〔案内時期〕 健診日の1ヶ月前

〔内 容〕 身体計測、診察（小児科）、保健・栄養相談

〔場 所〕 坂本・旧八代市地区にお住まいの方は保健センター
千丁・鏡・東陽・泉地区にお住まいの方は鏡保健センター

〔必要なもの〕 母子健康手帳

1歳6か月児健診

〔案内時期〕 健診日の1ヶ月前

〔内 容〕 身体計測、診察（小児科・歯科）、保健・栄養相談

〔場 所〕 坂本・旧八代市地区にお住まいの方は保健センター
千丁・鏡・東陽・泉地区にお住まいの方は鏡保健センター

〔必要なもの〕 母子健康手帳

3歳児健診

〔案内時期〕 健診日の1ヶ月前

〔内 容〕 身体計測、診察（小児科・歯科）、保健・栄養相談

〔場 所〕 坂本・旧八代市地区にお住まいの方は保健センター
千丁・鏡・東陽・泉地区にお住まいの方は鏡保健センター

〔必要なもの〕 母子健康手帳



定期予防接種（乳幼児）

予防接種は、すべて、指定医療機関での個別接種です。冊子「予防接種と子どもの健康」や
 予防接種カレンダーをよく読んで受けましょう。

予防接種名	予防する病気	対象年齢（ ）内は標準的な接種年齢	接種回数（接種間隔）
ヒブ（Hib） 感染症	インフルエンザ菌b型による 気管支炎、 髄膜炎、肺炎、 敗血症など	●生後2月～7月に達するまでに開始	4回 初回接種は生後12月までに27（20）日以上の間隔で3回。追加接種は初回接種終了後7月以上の間隔で1回
		●生後7月～12月に達するまでに開始	3回 初回接種は生後12月までに27（20）日以上の間隔で2回。追加接種は初回接種終了後7月以上の間隔で1回
		●生後12月～60月に達するまでに開始	1回 初回接種1回
小児の肺炎球菌 感染症	肺炎球菌による細菌性髄膜炎、肺炎、中耳炎など	●生後2月～7月に達するまでに開始	4回 27日以上の間隔で初回接種3回（生後24月まで）。追加接種は初回接種終了後60日以上あけて生後12月以降に1回
		●生後7月～12月に達するまでに開始	3回 27日以上の間隔で初回接種2回（生後24月まで）。追加接種は初回接種終了後60日以上あけて生後12月以降に1回
		●生後12月～24月に達するまでに開始	2回 60日以上の間隔で初回接種2回
		●生後24月～60月に達するまでに開始	1回 初回接種1回
四種混合 （DPT-IPV）	●ジフテリア ●百日せき ●破傷風 ●ポリオ	1期初回：生後3月～90月に達するまで （生後3月～12月に達するまで）	3回 20日以上の間隔をおく（56日までの間隔が望ましい）
		1期追加：生後3月～90月に達するまで	1回 1期初回終了後、6月以上の間隔をおく（12月～18月が望ましい）
※不活化ポリオ：ポリオの接種が終了していない場合に接種（不明な時は医療機関や保健センターにご相談下さい。）			
BCG	●結核	1歳に達するまで（生後5月～8月に達するまで）	1回
麻疹風しん混 合（MR）	●麻疹 （はしか） ●風しん	1期：生後12月～24月に達するまで （1歳の誕生日がきたら早めに受ける）	1回
		2期：年長児（小学校就学前の1年間）	1回
水痘（水ぼうそう）	●水痘	生後12月～36月に達するまで （生後15月に達するまでに1回目を行い、6～12月あけて2回目を接種する）	2回 3月以上の間隔をおく（6月～12月が望ましい）
日本脳炎	●日本脳炎	1期初回： 生後6月～90月に達するまで（3歳）	2回 6日以上の間隔をおく（28日までの間隔が望ましい）
		1期追加： 生後6月～90月に達するまで（4歳）	1回 1期初回終了後、6月以上の間隔をおく（11月～13月が望ましい）

◇小学生以降の定期予防接種は、二種混合、日本脳炎、ヒトパピローマウィルス（HPV）感染症があります。小学生以降の欄でご確認ください。

●主な任意予防接種・・・ロタウィルス、B型肝炎、おたふくかぜ、インフルエンザなど
 料金は有料（自費接種）です。詳しくは医療機関にお尋ねください。

定期予防接種（小学生以降）

予防接種は、すべて、指定医療機関での個別接種です。冊子「予防接種と子どもの健康」や予防接種カレンダーをよく読んで受けましょう。

予防接種名	予防する病気	対象年齢（ ）内は標準的な接種年齢	接種回数(接種間隔)
四種混合 (DPT-IPV)	●ジフテリア ●百日せき ●破傷風 ●ポリオ	1期初回:生後3月～90月に達するまで (生後3月～12月に達するまで)	20日以上の間隔をおく(56日までの間隔が望ましい)
		1期追加:生後3月～90月に達するまで	1回 1期初回終了後、6月以上の間隔をおく (12月～18月が望ましい)
※不活化ポリオ：ポリオの接種が終了していない場合に接種(不明な時は医療機関や保健センターにご相談下さい。)			
二種混合	●ジフテリア ●破傷風	2期:11歳以上13歳未満(11歳) (1期は90月までに接種した四種混合)	1回
日本脳炎	●日本脳炎	1期初回: 生後6月～90月に達するまで(3歳)	2回 6日以上の間隔をおく (28日までの間隔が望ましい)
		1期追加: 生後6月～90月に達するまで(4歳)	1回 1回初回終了後、6月以上の間隔をおく(11月～13月が望ましい)
		2期:9歳以上13歳未満(9歳)	1回
<p>※日本脳炎予防接種の特例措置について</p> <p>日本脳炎の予防接種は国の方針により平成17年度から平成21年度まで、積極的勧奨を控えていました。そのため、平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの方は、日本脳炎の接種が不十分になっている場合があります。詳しくは市ホームページをご覧くださいか医療機関、保健センターへお尋ねください。</p>			
ヒトパピローマウイルス(HPV)感染症 ※現在、積極的勧奨はしていません	●HPV感染症(子宮頸がん等の原因)	小学6年生～高校1年生相当 ※女性のみ (中学1年生)	3回 ※3回の接種はすべて同じ種類のワクチンを接種する
			サーバリックス(2価) 1回目接種後1月以上の間隔で2回目、1回目接種後5月以上かつ2回目接種から2月半以上の間隔で3回目 ガーダシル(4価) 1回目接種後1月以上の間隔で2回目、2回目接種後3月以上の間隔で3回目

※HPV感染症の指定医療機関は保健センターへお尋ねください。

問い合わせ先 はつらつ健康課（保健センター）

TEL：0965-32-7200

平成27年度個別接種医療機関一覧表

医療機関名	不活化ポリオ	四種混合	三種混合	二種混合	日本脳炎	麻疹・風しん	ヒブ感染症	小児用肺炎球菌	BCG	水痘	所在地	電話番号
大平小児科医院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	迎町1丁目	31-7200
太田こどもクリニック	○	○		○	○	○	○	○	○	○	古閑浜町	30-8380
織田胃腸外科	○ 3歳以上	○ 3歳以上	○ 3歳以上	○	○	○					田中町	33-2381
くわはら小児科	○	○		○	○	○	○	○	○	○	植柳上町	32-5000
古閑医院	○	○		○	○	○	○	○	○	○	本町3丁目	32-2318
たかの呼吸器内科クリニック					○						松崎町	32-2720
開病院				○							新地町	32-4990
福田クリニック 産婦人科内科		○	○	○		○					日奈久中西町	38-0068
ふくとみクリニック				○							花園町	33-2913
増田内科・胃腸内科		○		○	○	○				○	永碓町	62-8100
和田小児科医院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大手町2丁目	32-2755
高橋医院	○	○	○	○	○	○	○	○		○	坂本町坂本	45-2323
峯苔医院				○							坂本町坂本	45-2127
宮城循環器内科		○	○	○	○	○				○	千丁町古閑出	46-0007
丸田医院				○	○ 2期	○ 2期					千丁町吉王丸	46-0027
尾田内科医院					○						鏡町鏡村	52-8011
名和小児科クリニック	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	鏡町有佐	52-7800
福田外科・整形外科クリニック					○	○				○	鏡町内田	52-0840
松本医院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	鏡町両出	52-0330
保田医院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	鏡町鏡	52-0037
椎原診療所	○	○	○		○	○					泉町椎原	67-5151
下岳診療所		○	○	○		○				○	泉町下岳	67-3405
横田診療所		○	○	○		○				○	泉町柿迫	67-2010
伊藤医院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	氷川町綱道	52-8091
緒方内科医院	○	○ 1歳以上	○	○	○	○	○	○ 1歳以上	○ 1歳以上	○	氷川町宮原	62-2013
氷川医院					○						氷川町島地	62-8139
稲生産婦人科内科						○					氷川町宮原	62-2008

子育てや発達に関する相談

子育てのことまたはご自身、家族の体調などいろいろな不安や心配事がある時はお気軽にご相談下さい。お電話や保健センターへの来所相談（主に毎週月曜日午前：要予約）でお話を伺います。

赤ちゃん広場

生後1カ月～3カ月の赤ちゃんと保護者を対象とした教室です。保護者同士の交流の場にもなっています。

【対象者】

生後1か月～3か月の乳児とその保護者（第1子出産の方に、はがきでご案内）

【内容】

身体計測・講話「赤ちゃんの栄養・生活リズム・予防接種など」・ふれあい遊び・交流会



もぐもぐ教室（離乳食教室）※要予約

「何を与えたらいいの？硬さや量は？」など離乳食の時期はいろいろと悩みがでてきます。実際にどのようにしたらよいか具体的にお話しします。（日程は乳幼児健診時チラシ及び市民カレンダーでお知らせします）

【対象者】 乳児の保護者及び祖父母など

【内容】 講話と試食「離乳食の意義と進め方、月齢にあった離乳食、調理のヒント」

【開催場所】 八代市保健センター



問い合わせ先

市保健センター TEL 0965-32-7200

鏡保健センター TEL 0965-52-5277

保育所

平成27年4月から始まる「子ども・子育て支援制度」により、保育園や公立幼稚園の入園に伴う申請や保育料の決定方法が一部変更になります。

◆施設利用に伴い、各家庭の希望や状況に応じた認定が必要です。認定の手続きは保育園・幼稚園の入園手続きと一緒にさせていただきます。

子どもが満3歳以上で幼稚園を希望する場合 → 1号認定：幼稚園、認定こども園

子どもが満3歳以上で保育が必要な場合 → 2号認定：保育園、認定こども園

子どもが満3歳未満で保育が必要な場合 → 3号認定：保育園、認定こども園

※幼稚園や認定こども園、地域型保育（小規模保育所や事業所内保育所）は、希望する施設へ直接申込みとなります。

※一部の施設は認定を受けなくても利用できる施設があります。

保育園とは

児童を保育できない家族に代わり保育するところです。0歳から小学校入学前まで、年齢と個々の発達に応じて適正な乳幼児保育（養護と教育）をします。

入園の要件

下記のとおり、父母が保育できないことが要件です。

- ①父母が就労している。
- ②母が出産の前後である。（入園期間は出産予定日の前後3ヵ月）
- ③父母が病気にかかっている。障がいをもっている。
- ④家族の看護や介護にあっている。
- ⑤災害の復旧にあっている。
- ⑥父母が求職活動を継続中である。（入園期間は3ヵ月以内）
- ⑦父母が就学中である。
- ⑧社会的擁護が必要である。（DVや児童虐待の恐れ）
- ⑨入園児以外の児童を対象として育児休業中であり、引き続き入園が必要である。
- ⑩その他、保育が必要と認められる場合。

保育時間の認定（標準時間、短時間の認定）

父母の就労時間の状況などにより、保育時間の認定をうけることになります。

- ◆父母の「就労時間が月120時間以上」「妊娠・出産」「災害復旧」「DVや虐待」などの場合
→**保育標準時間（保育時間が最長で1日11時間）**
- ◆父母の「就労時間が月120時間未満」「求職活動中」「育児休業中の継続利用」などの場合
→**保育短時間（保育時間が最長で1日8時間）**

保育料

◆児童の父母の市民税課税額により決定します。なお、4月～8月の保育料は前年度の市民税課税額、9月分以降の保育料は当該年度の市民税課税額により決定します。

◆同一世帯から同時に2人以上入園する場合は、保育料の軽減があります。

※父母の収入の合計が200万円以下の場合と、ひとり親世帯で収入が130万円以下の場合、同居の祖父母のうち、家計の中心となる人1人分の課税内容を加算します。

※保育料は公立・私立とも同じです。



八代市内の認可保育所一覧

平日の開所時間は、公立保育園が午前7時半～午後6時、私立保育園が7時～6時です。
延長保育については、各園で異なりますので各園にお問い合わせください。

土曜日の開所時間については、各園で異なりますので詳しくは各園にお問い合わせください。

校区	施設名	所在地	電話	一時保育	送迎
代陽	白鷺	本町2丁目3-46	35-1820	○	
	つるまる	横手町1648	34-1003		
八代	ゆかり乳児	八幡町1-51-2	35-3093	○	
	八代ひかり	新地町1-18	33-5391	○	
	ひかり夜間	新地町1-27-4	33-5390	○	
	パール	築添町1625-1	35-5782		
太田郷	太田郷ひびき	日置町308	32-3374		
	くおん	上片町1549	32-3051		
	夕葉	若草町3-5	32-7746	○	
	からたち	萩原町1丁目7-36	33-3722	○	
	たから	清水町4-7	33-5502	○	
	八代ひまわり	井上町330	34-7008	○	△
植柳	いずみ	植柳元町5940	32-6067	○	
麦島	やすらぎ	古城町2264-3	33-3538	○	
	キューピー	迎町2丁目13-7	33-3395		
	白梅	千反町1丁目3-3	34-4501	○	
松高	杉の実	井揚町2274	33-5503		
	しらぬい	高小原町1507-1	34-1002		
	八代双葉	松崎町453-4	32-3279		
八千把	八千把	上野町1268-2	35-7725	○	
	わかみや	古閑中町1356	35-3115	○	
	海士江	海士江町3428	33-0343		○
	わらび	田中西町14-10	35-6388	○	
高田	高田あけぼの (公立)	本野町522	32-3923		
	高田東部	豊原上町2920-2-4	32-4690	○	
	八代つくし	高下西町2283	34-5308	○	
金剛	金剛みどり (公立)	高植本町1609-2	32-5380		
	ひので	三江湖町1427	35-9501	○	○
	揚町	揚町35-2	35-6666	○	
郡築	郡築しおかぜ (公立)	郡築6番町81-3	37-0426		
	白鳥ぎんが (公立)	郡築2番町110-3	37-0202		
昭和	昭和	昭和明徴町834-7	37-2393	○	

八代市内の認可保育所一覧

校区	施設名	所在地	電話	一時保育	送迎
宮地	宮地さくら (公立)	宮地町33	32-3470		
	パンピ	西宮町1452	34-3514	○	△
日奈久	みずほ	日奈久大坪町3680-1	38-0462	○	○
	天真	日奈久上西町372-4	38-0505	○	○
二見	二見中央	二見下大野町131	38-9420	○	○
	光嶺	二見本町982	38-9032	○	○
坂本	あさひ	坂本町鶴喰2207-2	45-8736	○	○
	川岳	坂本町中津道300	45-8305	○	○
	真愛	坂本町百済来上2718-1	45-8809	○	○
	わかあゆ	坂本町西部ろ243-10	45-3117	○	○
鏡	千丁みどり (公立)	千丁町新牟田1357-3	46-0088		
	あけぼの	千丁町新牟田141-1	46-0126	○	
	和晃	千丁町古閑出2211-3	46-2638		
	鏡 (公立)	鏡町鏡村190-4	52-0453		
	鏡第二 (公立)	鏡町芝口1-3	52-1267		
	北新地	鏡町北新地710	53-9426		
	有佐	鏡町中島1344	52-0508	○	
	鏡しらぬい	鏡町野崎542	53-9304	○	
	文政	鏡町両出65-2	52-1055	○	
	文政第二	鏡町貝洲826-1	53-9454	○	
	若葉	鏡町下有佐252	52-1398		
東陽	河俣 (公立)	東陽町河俣2620	65-2267		
	太陽	東陽町南3100-1	65-2214	○	○
泉	下岳 (公立)	泉町下岳1687	67-2527		

問い合わせ先 **こども未来課**（八代市役所1階）
TEL：0965-33-8721

八代市内の認定こども園

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能を持ち、都道府県知事から認定を受けています。保護者が働いている、働いていないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行っています。

施設名	所在地	電話
学校法人八代聖愛学園 聖愛幼稚園	八代市袋町5-1	32-3303

八代市内の特定地域型保育事業者（小規模保育事業）

満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対し行われる事業です。定員を6～19名とし、保育を目的とした様々なスペースで、小規模保育を実施しています。実施箇所は下記の2箇所になります。

施設名	所在地	電話	平日開所時間
ありんこ園	妙見町2377-3	30-0701	午前8時～午後5時半
リス託児所	郡築八番町45	37-0303	午前8時半～午後4時半

八代市内の特定地域型保育事業者（事業所内保育事業）

企業が主として従業員の仕事と育児の両立支援策として実施していますが、従業員のほかに地域の子どもにも利用することができます。実施箇所は下記の1箇所になります。

施設名	所在地	電話	平日開所時間
プチとまと	郡築一番町207-1	37-0317	午前8時～午後4時



幼稚園

平成27年4月1日から子ども・子育て支援法が施行されるため、平成27年度入園から内容が変更になる園があります。平成27年度について詳しくは、問い合わせてください。

私立幼稚園就園奨励費について

幼稚園教育の振興を図るため、市内に居住する子どもを私立幼稚園（八代市外の園を含む）へ通園させ、その保育料を納付している保護者に各幼稚園を通じて保育料などの助成を行っています。対象となる保育園と対象とならない保育園があります。

〔対象要件〕

- 平成27年4月1日以降、八代市に住民票があること（あったこと）
※転入（転出）の場合は転入後、入園した月から（または転出前、退園した月まで）対象になりますが、転入前（転出後）の市町村から二重助成はできません。
- 対象園児の年齢が満3歳以上
- 所得要件あり

子どもが1人世帯の年間補助金額の例（平成26年度）

区分	年間補助額	第1子
●生活保護受給世帯	308,000円	
●市町村民税非課税世帯	199,200円	
●市民税の所得割額が非課税の世帯	199,200円	
●市民税の所得割額が77,100円以下の世帯	115,200円	
●市民税の所得割額が211,200円以下の世帯	62,200円	

※2人以上が同時に私立幼稚園に通っている場合や、小学校1年生から3年生のきょうだいがいる場合は補助額が加算される場合があります。

※19歳未満の扶養親族の数により、各区分の市民税の所得割額の上限が変わります。

〔申し込み方法〕

「保育料減免措置に関する調書」（各幼稚園で6月上旬頃配付）に記入し、各幼稚園に提出してください。

〔交付時期〕

3月の予定です。

八代市内の幼稚園一覧

施設名	所在地	電話
八代市立代陽幼稚園	西松江城町2-41	32-2455
八代市立太田郷幼稚園	上日置町2161	32-2361
八代市立植柳幼稚園	植柳上町340	32-3709
八代市立麦島幼稚園	迎町1丁目16-1-2	32-3937
八代市立松高幼稚園	永碇町741	32-3257
八代市立千丁幼稚園	千丁町新牟田1340	46-2118
八代白百合学園（私立）	井上町727-1	33-2329
八千把幼稚園（私立）	上野町1190-1	35-7715
松寿幼稚園（私立）	郡築八番町45-4	37-0303



問い合わせ先

教育政策課（八代市役所千丁支所2階）

TEL：0965-30-1671

小・中学生

放課後児童クラブ（学童保育）

放課後などにおいて保護者が不在の家庭の子どもたちが、各学校敷地内に設置した専用の施設で安全に楽しく過ごすことができる場です。現在、各クラブは「子どもにとって安全で、どの子にも居場所があり、子どもと共感できる保育」という基本方針のもと、社会福祉法人や保護者会が運営しています。

[対象児童]

市内の小学校に通学し、保護者等が労働などにより昼間家庭にいない児童

[保育時間][利用者負担]

各児童クラブによって異なりますので、詳しくは下記児童クラブへ直接お問合せ下さい。

[申込み方法]

各児童クラブに直接申し込みになります。

校区	施設名	所在地	電話
代陽	代陽児童クラブ	北の丸町1-17 代陽小学校内	080-3986-1863
代陽 (松高)	つるまる児童クラブ	横手町1648 つるまる保育園内	0965-34-1003
八代 (松高)	ひかり児童クラブ	新地町1-27 ひかり児童館内	0965-33-5391
八代 (松高)	第2ひかり児童クラブ	新地町1-27 ひかり児童館内	0965-33-5391
松高	松高児童クラブ	高小原町1507-1 しらぬい保育園内	0965-34-1002
松高	第2松高児童クラブ	高小原町1507-1 しらぬい保育園内	0965-34-1002
太田郷	太田郷児童育成クラブ	日置町445 太田郷小学校内	0965-35-7468
龍峯	龍峯児童クラブ	岡町谷川1043 龍峯小学校内	090-7921-9643
植柳	いずみ児童クラブ	植柳元町5948 いずみ保育園内	0965-32-6067
植柳 (高田)	つくし児童クラブ	高下西町2283 つくし保育園内	0965-34-5308
麦島	こむぎクラブ	迎町1丁目16-1-1 麦島小学校内	0965-35-6080
八千把	八千把児童育成 こあらクラブ	上野町1131 八千把小学校内	0965-32-6942
八千把	海士江児童クラブ	海士江町3428 海士江保育園内	0965-33-0385

校区	施設名	所在地	電話
八千把	八千把保育園 ジュニアクラブ	上野町1269 八千把保育園内	0965-35-7725
高田	高田放課後クラブ	本野町187 八代地域ふれあいセンター内	0965-32-0874
金剛	ひので児童クラブ	三江湖町192-1 ひので保育園モアイ館内	0965-35-9501
金剛 (植柳)	あげまち児童クラブ	揚町35-2 揚町保育園内	0965-35-6666
宮地	学童保育とら太	妙見町2377-3 NPO法人とら太内	0965-30-0701
日奈久	日奈久はぐくみ児童クラブ	日奈久上西町372-4 天真保育園内	0965-38-0505
二見	二見中央児童クラブFriends	二見下大野町131 二見中央保育園内	0965-38-9420
二見	光嶺学童クラブ	二見本町982 光嶺保育園内	0965-38-9032
八竜	坂本町放課後児童クラブ	坂本町中谷い1270 さかもと青少年センター内	0965-45-2275
八竜	真愛学童クラブ	坂本町百済来上2718-1 真愛保育園内	0965-34-5308
千丁	千丁放課後児童健全育成クラブ いぐさっこクラブ	千丁町新牟田1476 千丁公民館内	090-9561-1645
鏡	鏡小放課後児童クラブすくすく スクール	鏡町鏡村609-1 鏡小学校体育館内	080-3952-2246
有佐	有佐学童クラブ	鏡町中島1344 有佐保育園内	0965-52-0508



問い合わせ先

こども未来課（八代市役所1階）

TEL：0965-33-8721

小学校への入学

- 小学校入学前（9～10月頃）に、健康診断を行います。
- 入学通知書を 1 月末頃に発送します。
- 各小学校で、入学説明会を行います。（ 2 月頃）



八代市内の小学校

学校・園名	学校所在地	電話番号
代 陽 小	北の丸町1-7	33-2149
太 田 郷 小	日置町445	32-6143
植 柳 小	植柳上町449	35-1933
松 高 小	永碓町828-1	32-2709
金 剛 小	高植本町1207	32-3988
（ 弥 次 分 校 ）	三江湖町1472-1	35-9970
（ 敷 川 内 分 校 ）	敷川内町1133-1	38-0258
高 田 小	豊原中町317	32-4575
八 千 把 小	上野町1131	32-3254
（ 浜 分 校 ）	古閑浜町3287	32-2035
郡 築 小	郡築6番町49-1	37-0806
八 代 小	新地町4-1	33-3163
宮 地 小	宮地町1826	32-3877
日 奈 久 小	日奈久竹之内町4277-1	38-0044
昭 和 小	昭和明徴町731-2	37-2025
二 見 小	二見下大野町2258-1	38-9339
龍 峯 小	岡町谷川1043	39-0005
麦 島 小	迎町1丁目16-1-1	35-6191
八 竜 小	坂本町荒瀬6544	45-3888
千 丁 小	千丁町新牟田1345	46-0075
鏡 小	鏡町鏡村609-1	52-0050
鏡 西 部 小	鏡町野崎217-1	53-9125
有 佐 小	鏡町中島1360-1	52-1206
文 政 小	鏡町両出1371-1	52-0349
東 陽 小	東陽町南3405-2	65-2131
泉 小	泉町柿迫1111	67-2311
泉 第 八 小	泉町樺木137-4	67-5220

問い合わせ先

学校教育課（八代市役所千丁支所2階）

TEL : 0965-30-1673

中学校への入学

- 入学通知書を1月末頃に発送します。
- 各中学校で、入学説明会を行います。(2月頃)

八代市内の中学校

学校・園名	学 校 所 在 地	電話番号
第 一 中	北の丸町1-29	32-7103
第 二 中	上日置町2248-1	32-8139
第 三 中	中北町3378-5	33-1102
第 四 中	古閑上町182-2	32-3255
第 五 中	豊原下町3807	32-3259
第 六 中	水島町2065-4	32-3991
第 七 中	郡築7番町41-2	37-0138
第 八 中	宮地町611-1	32-2966
日 奈 久 中	日奈久竹之内町4332-1	38-0144
二 見 中	二見本町852	38-9330
坂 本 中	坂本町荒瀬6000	45-2016
千 丁 中	千丁町古閑出新2493-1	46-0036
鏡 中	鏡町内田1038-1	52-0107
東 陽 中	東陽町南1869	65-2650
泉 中	泉町柿迫1111	67-2311

就学援助

経済的な理由で就学困難と認められる小・中学生の保護者に対し、学校給食費、学用品費、就学旅行費などを援助しています。

【対象】

就学援助を受けることができる者は、市内に住所を有する保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)
- (2) 要保護者に準ずる程度に困窮していると八代市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認める者(以下「準要保護者」という。)

【支給対象月】

原則として申請した月分から支給します。年度ごとに申請が必要です。

申請は各学校になります。

※手続きに必要なものは問い合わせてください。

問い合わせ先

学校教育課(八代市役所千丁支所2階)

TEL: 0965-30-1673



特別支援学校一覧

特別支援学校は、教育基本法(平成18年法律第120号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)その他教育に関する法令に基づき、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対し、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行います。障がいによる学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としています。

種類	備考	学校名
●視覚障がい（1校）	視覚障がい者に対する教育	盲学校（県立）
●聴覚障がい（1校）	聴覚障がい者に対する教育	熊本聾学校（県立）
●知的障がい（11校）	知的障がい者に対する教育	ひのくに高等支援学校（県立） 熊本支援学校（県立） 松橋西支援学校（県立） 荒尾支援学校（県立） 大津支援学校（県立） 菊池支援学校（県立） 小国支援学校（県立） 球磨支援学校（県立） 天草支援学校（県立） 熊本大学教育学部付属特別支援学校（国立） 八代市立八代支援学校（市立）
●肢体不自由と知的障がい（2校）	肢体不自由者と知的障がい者に対する教育	松橋支援学校（県立） 芦北支援学校（県立）
●肢体不自由（3校）	肢体不自由者に対する教育	熊本かがやきの森支援学校（県立） 松橋東支援学校（県立） 苓北支援学校（県立）
●病弱（1校）	病弱者に対する教育	黒石原支援学校（県立）

※入学について詳しくは問い合わせてください。なお、八代市立八代支援学校については、八代市教育委員会学校教育課へお問合せ下さい。

県立の支援学校の問い合わせ先

熊本県教育庁教育指導局特別支援教育課 TEL 096-333-2683

熊本大学教育学部付属特別支援学校の問い合わせ先

熊本大学教育学部付属特別支援学校 TEL 096-342-2953

八代市立八代支援学校の問合せ先

八代市教育委員会学校教育課 TEL 0965-30-1673
八代市立八代支援学校 TEL 0965-32-3251



【目的】

不登校の状態にある子どもに対して、個別や集団での活動を通して適応指導を行うことにより、学校復帰を支援し、社会的な自立を目指します。

【対象】

本市に居住し、かつ、八代地域に存する小・中・特別支援学校に在籍する児童・生徒で、入級することが適当と認められる人です。

【指導員】

教職経験者等経験豊富な指導者8名が指導にあたります。

【活動日及び時間】

月・水・金曜日 10:00～15:00 火・木曜日 10:00～12:00

【活動内容】

曜日ごとにプログラムを設定して活動します。

月曜日・・・学習

火曜日・・・スポーツ活動

水曜日・・・学習・創意

木曜日・・・スポーツ活動

金曜日・・・学習

宿泊体験学習やキャンプ、様々な交流活動も実施します。また上記プログラムは曜日により入れ替わる場合もあります。

問い合わせ先

学校教育課（八代市役所千丁支所2階）

TEL：0965-30-1673

一時的な預かり

ファミリーサポートセンター

子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）と、子育てのお手伝いをしてほしい人（利用会員）との相互援助活動組織です。子どもが健やかに育ち、子育てをする人たちが安心して社会生活ができる環境づくりを目的としています。

〔対象〕

●利用会員 (子育てのお手伝いをしてほしい人)	●提供会員 (子育てのお手伝いをしたい人)	●どちらも会員
市内に居住または勤務している人で、生後2カ月～小学校6年生までの子どもがいる人 ※事前に登録説明会に参加し登録が必要です。(2時間程度) ※登録は妊娠中でもできます。	市内に居住し、まかせて会員の自宅で子どもを預かることができ、心身ともに健康で子育てに意欲があり、講習会を受講し、全講座を修了して登録された人。	利用会員、提供会員の両方の資格がある人

〔援助の内容〕

- 子どもの預かりに付随する保育所・幼稚園・学校（放課後児童クラブ）などへの送迎
- 子どもが軽度の病気（感染症は除く）のときの預かり
- 子どもを連れて出かけにくいときの預かり
(行事に参加したい、就職活動、病院に行きたいときなど)
- リフレッシュの時間を持ちたいときの預かりなど

〔活動時間・料金〕

活動時間帯（午前7時から午後8時）	料金（1時間あたり）
月～金曜日の午前7時から午後8時の利用	600円
土・日・祝日と年末年始、月～金曜日の午前7時以前、午後8時以降の利用	700円

※きょうだいを預かる場合は、二人目から料金が半額になります。

※食事代、交通費など別途経費が必要な場合があります。

事務局開設日 原則として月、火、水、金、土（木曜はお休み）
事務局開設時間 午前10時から午後6時まで
事務局 ことどもプラザすくすく内
(八代市本町3丁目1-29 マックスバリュ2階)



問い合わせ先 ファミリー・サポート・センター

TEL : 0965-32-0404

子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト事業）

保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を、児童福祉施設等において一定期間お預かりする事業です。子育て短期支援事業には、ショートステイとトワイライトステイの2種類があります。

■**ショートステイ** 疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、出張、公的事业への参加などで、児童を家庭で養育することが一時的に困難になった場合に利用できます。利用期間は原則7日以内です。
※仕事が理由の場合は利用できません。

■**トワイライトステイ** 仕事などによって、保護者が夜間もしくは休日に不在となり、育児や家事などの面で困難が生じている場合に利用できます。

〔対象児童〕 0歳～18歳まで

〔実施施設〕 八代ナザレ園：2歳以上、八代乳児院：2歳未満

区分	八代ナザレ園	八代乳児院
対象年齢	2歳以上	2歳未満
住所	八代市通町10-32	八代市郡築12番町71-2
連絡先	0965-32-2926	0965-37-2227

〔利用方法〕 利用される場合には、事前にこども未来課での登録・申請が必要となります。これは、児童の生活状況・既往症や服薬の状況・アレルギー等の状況においてお聞きしておく必要があるからです。

〔利用者負担〕

区分		ショートステイ	トワイライトステイ	
			夜間 17:00~22:00	休日 8:00~17:00
生活保護世帯	2歳児未満	0円	0円	0円
	2歳以上児	0円		
市県民税非課税世帯またはひとり親世帯	2歳児未満	1,100円	300円	600円
	2歳以上児	1,000円		
一般世帯	2歳児未満	5,000円	750円	1,350円
	2歳以上児	2,750円		



問い合わせ先 こども未来課（八代市役所1階）

TEL：0965-33-8721

病児・病後児保育事業

病気中や病気回復期にある子どもを、仕事の都合などにより家庭で保育できない方のために病児・病後児保育を実施しています。

【対象児童】 0歳から小学校3年生まで

【利用方法】

- ①事前登録 ご利用を希望する方は、事前に登録が必要です。こども未来課または各支所、各施設で登録の手続きをお願いします。
- ②利用申請 実際のご利用の際には、事前に（なるべく早く）施設に電話で予約をしてください。ご利用になる場合は、必ずかかりつけ医を受診後、医師から「連絡票」を記入してもらってください。利用当日、連絡票を持参し、施設で利用申請手続きをしてください。

【利用の際に持参するもの】 病院（診断医師）からの連絡票、薬、薬の情報、母子手帳、印鑑、お弁当、飲み物、おやつ、着替え、ビニール袋、タオル
その他お子さんに必要を思われるもの

【実施施設】

区分	キッズルーム	キッズケアホーム	病児・病後児ハウスひかり
利用日時	月～金 午前7時30～午後6時 (お盆、年末年始、土日祝日除)	月～土 午前7時30分～午後6時 (お盆、年末年始、祝日除)	月～金 午前7時30分～午後6時 (お盆、年末年始、土日祝日除)
住所	八代市郡築12番町71-2 (八代乳児院子育て支援棟)	八代市横手新町7-18 (谷口ハイツ201号)	八代市新地町1-20-2 (八代ひかり保育園正門横)
連絡先	0965-37-2227	0965-32-0544	0965-33-5391

【利用料】

区分	利用料
生活保護世帯	無料
市民税非課税世帯	児童1人につき、1日1,000円
上記以外の世帯	児童1人につき、1日2,000円 連続して利用する場合、2日以降は1日1,000円



問い合わせ先 こども未来課（八代市役所1階）

TEL：0965-33-8721

ひとり親家庭

児童扶養手当

父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童について手当を支給し、ひとり親家庭の生活の安定を図り、自立を促進します。父または母が重度の障がいにある場合はひとり親でなくても支給します。また、父母に代わって子どもを育てている人に対しても支給します。

〔手当を受給できる人（支給要件）〕

次のいずれかに該当する18歳までの児童（18歳にたった年度末までの児童。ただし、障がい児については20歳未満）を養育している父もしくは母、または養育者。

- 父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が重度の障がい（年金の障害等級1級程度）にある児童で公的年金の加算対象になっていない児童
- 父または母の生死が明らかではない児童
- 父または母から1年以上遺棄されている児童（遺棄…連絡が取れず児童の養育を放棄していること）
- 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- 母の婚姻によらないで生まれた児童
- 公的年金給付が児童扶養手当額よりも低い方

※一定額以上の所得がある場合は手当の全部または一部の支給が停止されます。

〔手当を受給できない人〕

次のいずれかに該当するときは支給されません。

- 父または母が婚姻の届出はしていなくても内縁関係などがあるとき（異性との同居、訪問、生活費の援助なども含む）
- 手当を受けようとする父もしくは母、または養育者が日本国内に住所を有しないとき。
- 対象児童が日本国内に住所を有しないとき。
- 対象児童が里親に委託されたり、児童福祉施設（母子生活支援施設・保育所・通園施設を除く）や少年院に入所しているとき
- 公的年金給付が児童扶養手当額よりも高い方
- 父以外の受給者で平成15年4月1日時点において、上記支給要件のいずれかに該当して5年を経過しているとき。

[所得制限]

手当を受給する人・配偶者（父または母が障がいの場合）・養育者・扶養義務者の所得が一定額以上であるときは手当が支給されません。

扶養親族等の数	本人の所得		扶養義務者及び配偶者の所得
	全部支給に該当	一部支給に該当	
0人	190,000円未満	1,920,000円未満	2,360,000円未満
1人	570,000円未満	2,300,000円未満	2,740,000円未満
2人	950,000円未満	2,680,000円未満	3,120,000円未満
3人以上	1人増えるごとに380,000円追加		

※扶養親族等の数は所得税の扶養親族の数です。児童の父から母または児童に対し養育費を受けている場合、その養育費の8割が母の合計所得に算入されます。また、児童の母から父または児童に対し養育費を受けている場合も同様です。

[支給月額] 平成27年度

	全部支給	一部支給
児童1人	42,000円	41,990円～9,910円
児童2人目	5,000円を加算	
児童3人目以降	1人につき3,000円を加算	

[支給開始月]

認定された場合、**申請書を受理した月の翌月分から支給されます。**

[支給月]

毎年4月・8月・12月にその前月までの4ヵ月分を支給します。

※各月の11日が支給日です。土日が休日の場合は、前日のお振込みとなります。

[手続き]

事前に相談の上、必要な書類をそろえて申請してください。

[現況届]

児童扶養手当認定後は、毎年8月に現況届の提出が必要です。

問い合わせ先

こども未来課（八代市役所1階）

TEL：0965-33-8721

ひとり親家庭等医療費助成

医療保険を使って医療機関で診察を受けたとき、医療費の自己負担金の一部を助成します。

〔助成対象者〕

- 母子家庭の母及びその人が扶養している児童
- 父子家庭の父及びその人が扶養している児童
- 父母のない児童

※児童は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人

※母子家庭の母及び父子家庭の父は、20歳未満の児童を扶養している人

〔助成額〕

自己負担額（医療保険に附加給付等がある場合はそれを控除した額）の3分の2を助成します。（入院時の食事療養費に係る負担額は除く。）

〔手続き〕

事前に相談の上、必要な書類をそろえて受給資格者証交付の申請をしてください。（児童扶養手当と同じ所得制限があります。）また、認定後は、毎年8月に現況届の提出が必要です。

〔有効期限〕

受診月の翌月から1年間です。これを過ぎたものは、受付できません。

問い合わせ先 **こども未来課**（八代市役所1階）

TEL：0965-33-8721

熊本県母子寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活の安定と、その児童（子）の福祉を図るために、各種資金の貸し付けを行っています。

貸付の種類	限度額
事業開始資金	2,830,000円
事業継続資金	1,420,000円
修学資金	月額18,000円～64,000円
技能習得資金	月額68,000円
修業資金	月額68,000円
就職支度資金	100,000円
結婚資金	300,000円
医療介護資金	医療 340,000円 介護 500,000円
生活資金	月額103,000円～141,000円
住宅資金	1,500,000円
転宅資金	260,000円
就学支度資金	39,500円～590,000円

問い合わせ先 **八代地域振興局福祉課**

TEL：0965-33-8756

JR通勤定期の割引制度

児童扶養手当の支給を受けている世帯の人が、JRの列車で通勤する場合、定期券の割引（3割）が受けられます。制度を受けるためには八代市役所で証明書を発行してもらい、定期購入時に提示する必要があります。

問い合わせ先

こども未来課（八代市役所1階）

TEL：0965-33-8721

ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭・父子家庭及び寡婦の人が修学等の自立に必要な事由や病気などにより、一時的に介護・保育のサービス等で日常生活に支障が生じた場合や、母子・父子家庭になって間がなく生活が不安定な場合などに家庭支援員の派遣により生活援助や子育て支援を受けることができます。

〔支援内容〕

- 生活援助
利用者宅での家事、介護その他の日常生活のお手伝い
- 子育て支援
保育サービス（支援員の居宅等での預かり）

〔対象家庭〕

八代市内に住所を有し、次に該当する家庭です。

- ・技能習得のための通学若しくは就職活動などの自立促進に必要な事由、又は疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭
- ・ひとり親家庭等になって間がないなど生活環境等が急変し、日常生活を営むのに支障が生じている家庭

〔利用料〕

利用世帯区分	利用者負担額（1時間あたり）	
	子育て支援	生活援助
生活保護世帯・市県民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準の世帯	70円	150円
前期以外の世帯	150円	300円

〔手続き〕

家庭生活支援員の派遣を希望する場合、事前に登録し、派遣依頼の申込みをする必要があります。

問い合わせ先

こども未来課（八代市役所1階）

TEL：33-8721

母子家庭自立支援訓練給付金

●自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭のお母さん、お父さんの主体的な能力開発の取組を支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図ることを目的として、指定対象講座終了後に、申請により給付金を支給するものです。

[対象者]

- 八代市内に住所を有する母子家庭、父子家庭の母及び父であって、次の要件に全て該当する人
- ・児童扶養手当法支給水準の所得であること
 - ・雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと
 - ・教育訓練をうけることが適職につくために必要であること
 - ・過去に訓練給付の支給を受けたことがないこと

[対象講座]

- 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座
- 就職に結びつく可能性の高い講座で、国が定めるもの
- 前各号に掲げるものに準じ、熊本県知事が指定する講座

[支給額]

支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の2割に相当する額です。
(ただし、上限は10万円、下限は4千円となります)

[手続き]

この訓練給付金を希望する人は、八代市市民相談室において八代市母子・父子自立支援員との事前相談を行い、対象講座としての指定を受ける必要があります。

なお、事前相談に来られる際は、対象講座開始日の15日前までにお越しください。

●高等職業訓練促進等給付金（訓練促進給付金・修了支援給付金）

母子家庭の母または父子家庭の父が、就職に有利な資格を取得するため養成機関で2年以上の修業している場合に、生活の負担軽減を図るために給付金を支給します。

[対象者]

八代市内に住所を有する母子家庭の母または父子家庭の父で、次の要件に全て該当する人

- ・児童扶養手当法支給水準の所得であること
- ・養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること
- ・仕事または育児と修業の両立が困難であること
- ・過去に本事業による訓練給付の支給を受けたことがないこと
- ・中央職業能力開発協会が実施する訓練・生活支援給付金等の給付金を受けていないこと

[対象資格]

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、栄養士、保健師、助産師、准看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、診療エックス線技師、歯科技工士、臨床検査技師、調理師、製菓衛生士、柔道整復師、視能訓練士、社会福祉士、精神保健福祉士、言語聴覚士、管理栄養士、医師、歯科医師、薬剤師、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士

[支給額]

- 訓練促進給付金（月額70,500円または100,000円）
- 修了支援給付金（一時金50,000円または25,000円）

※申請方法など詳しくはお問合せ下さい。

問い合わせ先

こども未来課（八代市役所1階）

TEL：0965-33-8721

障がいのある子ども

手帳

●身体障害者手帳

身体に障がいがある場合、身体障害者手帳（1～6級）の交付を受けることができます。手帳が交付されると、障がいの程度に応じてさまざまなサービスを利用できます。

[対象となる障がい]

- 視覚障害
- 聴覚障害
- 平衡機能障害
- 音声・言語・そしゃく機能障害
- 肢体不自由
- 心臓機能障害
- じん臓機能障害
- 呼吸器機能障害
- ぼうこう・直腸機能障害
- 小腸機能障害
- 肝臓機能障害
- ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

●療育手帳

知的障がいがある場合、療育手帳の交付を受けることができます。手帳が交付されると、障がいの程度に応じてさまざまなサービスを利用できます。

[18歳未満の児童の判定機関]

八代児童相談所

所在地：八代市西片町 Tel：0965-32-4426

●精神障害者保健福祉手帳

精神障がいがある場合、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）の交付を受けることができます。手帳が交付されると、障がいの程度に応じてサービスを利用できます。

[対象となる精神疾患]

- 統合失調症
- 躁うつ病
- 非定型性精神病
- てんかん
- 中毒性精神病
- 高次脳機能障害
- 発達障害など

※いずれの手帳も申請窓口は市役所本庁または支所となります。手続きに必要なものは問い合わせてください。

問い合わせ先

障がい者支援課（八代市役所1階）

TEL：0965-35-0294

医療

● 重度障害者医療

[対象者]

- 重度の心身障がい者であること
 - ・ 身体障害者手帳 1 級・2 級に該当する方
 - ・ 療育手帳 A 1・A 2 に該当する方
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳 1 級に該当する方
 - ・ 福祉手当受給相当者
- 満 3 歳以上であること
- 八代市の住民であること
- 医療保険の被保険者又は被扶養者であること

[助成額]

医療費の自己負担
(保険適用分のみ)

重度医療本人負担
入院:2,040円
入院外:1,020円

助成額

※1医療機関(薬局も含む)につき、ひと月ごとに助成額を計算します。
※高額療養費や附加給付金の支給がある場合は、その額を控除して計算します。
※所得が限度額を超えると支給が停止されます。

[他の医療制度との関係]

- こども医療助成対象者はこども医療が優先です。
- 「重度障害者受給資格証」と「ひとり親家庭等医療費受給資格証」は重複して持つことができます。

問い合わせ先

障がい者支援課(八代市役所1階)

TEL:0965-35-0294

● 自立支援医療(育成医療)

18歳未満で身体障がいのある児童または現状を放置すれば将来障がいが残ると認められる児童が、障がいを軽減・除去する治療や手術を指定自立支援医療機関で受ける場合に、自立支援医療の給付を受けることができます。

[対象となる障がい]

- 視覚障害
- 聴覚・平衡機能障害
- 音声・言語、そしゃく機能障害
- 肢体不自由
- 心臓機能障害
- じん臓機能障害
- 呼吸器機能障害
- ぼうこう・直腸機能障害
- 先天性の内臓機能障害
- 小腸機能障害
- 肝臓機能障害
- ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

※確実な治療効果が期待できない治療や手術は対象となりません。
※手続きに必要なものは問い合わせてください。

問い合わせ先

障がい者支援課(八代市役所1階)

TEL:0965-35-0294

● 自立支援医療(精神通院医療)

精神障がいのある人が、通院による医療を指定自立支援医療機関で受ける場合に、自立支援医療の給付を受けることができます。

※手続きに必要なものは問い合わせてください。

問い合わせ先

障がい者支援課(八代市役所1階)

TEL:0965-35-0294

● 小児慢性特定疾患治療研究事業

小児慢性特定疾患に罹患している18歳未満の児童に対して医療費を助成します。
なお、18歳到達以降も治療の必要性が認められる場合には、20歳未満まで延長することができます。

[対象となる疾患]

- 悪性新生物
- 慢性腎疾患
- 慢性呼吸器疾患
- 慢性心疾患
- 内分泌疾患
- 糖尿病
- 膠原(こうげん病)
- 先天性代謝異常
- 神経・筋疾患
- 慢性消化器疾患
- 血友病等血液・免疫疾患

※手続きに必要なものは問い合わせてください。

問い合わせ先

熊本県八代保健所

TEL:0965-33-3229

手当

●特別児童扶養手当

身体または知的・精神に障害のある20歳未満の児童について、福祉の増進を図ることを目的として、児童を監護している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している人に手当を支給する制度です。

[対象者]

障がいの状態（法で定める程度以上）によりますので、問い合わせてください。

次のいずれかに該当する人は手当を受けられません。

- 対象児童が国内に住所を有しないとき。
- 対象児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき。
(障害児福祉手当は年金ではないため、併給できません。)
- 対象児童が児童福祉施設など(母子生活支援施設、保育所、通所施設を除く)に入所して居るとき。

[支給月額]

平成27年4月～ 重度障害児(1級) 51,100円 中度障害児(2級) 34,030円

※額については改定されることがあります。

※本人、配偶者、同居の扶養義務者に所得制限があります。

※手続きに必要なものは問い合わせてください。

●障害児福祉手当

日常生活において常時の介護を必要とする在宅重度障がい児(20歳未満)の方に支給されます。

[支給要件]

障がいの状態(法で定める程度以上)によりますので、問い合わせてください。

- 施設に入所していないこと。
- 障がいを支給事由とする他の公的年金を受けていないこと。
- 毎年の所得が基準以下であること。

[手当額]

月額 14,480円

※額については改定されることがあります。

※本人、扶養義務者などに所得制限があります。

※手続きに必要なものは問い合わせてください。

●熊本県心身障がい者扶養共済制度

心身障がい者の保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、保護者が万一死亡し、又は重度障がいになったときに、残された心身障がい者に終身一定額の年金を支給する制度です。

[対象となる障がい者]

- ①身体障害者手帳1～3級の人
- ②知的障がい者
- ③身体または精神に永続的な障がいがあり、①または②程度と認められる人

[加入者]

65歳未満の保護者で、生命保険に加入できる健康状態の人

※手続きに必要なものは問い合わせてください。

問い合わせ先

障がい者支援課(八代市役所1階)

TEL: 0965-35-0294

各種サービス・支援

● 障害児入所支援

障がい種別による区分をなくし、熊本県が実施主体となり児童福祉法に規定する障害児入所支援を行います。

※詳しくは問い合わせてください。

【対象者】	障がいのある児童
【内容】	療育の必要性が認められた障がい児に対し、障がいの特性に応じて保護、日常生活の指導、知識技能の付与の支援（及び医療）を行います。

問い合わせ先

熊本県八代保健所

TEL : 0965-32-3229

● 障害児通所支援

児童福祉法に規定する児童発達支援等の障害児通所支援に関する事業を行うことにより、障がいをもつ児と家族の福祉の増進を図ります。

※詳しくは問い合わせてください。

児童発達支援

【対象者】 未就学の障がい児
【内容】 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

医療型児童発達支援

【対象者】 医学的管理の必要な障がい児
【内容】 運動機能に遅れのある未就学の障がい児を対象に医学的な訓練を中心とした支援を行います。

放課後等デイサービス

【対象者】 就学中の障がい児
【内容】 放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力の向上のための必要な訓練等を継続的に提供し、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の活動の場となります。

保育所等訪問支援

【対象者】 就学・就園している障がい児
【内容】 保育所などを訪問し、集団活動への適応のため専門的な支援などを行います。

● 日中一時支援事業

■ 障がい児タイムケア事業

日中において監護をする方がいないなどにより、放課後、土日及び夏休み等の長期休暇中の活動場所が必要な障がい児の預かり及び日常的な訓練等を行います。

【対象者】 障がい者手帳をお持ちの小学校1年生から高校3年生までの方

■ 日中短期入所事業

障害者（児）を宿泊を伴わない範囲で一時的に預かり、日中における活動の場を提供します。障がい児（者）等の家族の就労支援及び一時的な休息を目的とします。

【対象者】 在宅において介護を受けることが困難な障害者手帳をお持ちの方

※詳しくは問い合わせてください。

● 補装具の支給

身体の障がいを補うための補装具の購入や修理に係る費用の一部を支給します。

【対象者】	● 身体障害者手帳の所持者（視覚障害・聴覚障害・肢体不自由など） ● 難病患者のうち補装具が必要と認められる人
-------	--

※詳しくは問い合わせてください。

● 日常生活用具の給付

在宅の障がい者または難病患者に対し、日常生活の利便を図るため、日常生活用具を給付します。

※日常生活用具の種類や対象など、詳しくは問い合わせてください。

問い合わせ先

障がい者支援課（八代市役所1階）

TEL : 0965-35-0294

各種サービス・支援

●小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業

在宅の小児慢性特定疾患児に対し、日常生活の利便を図るため、日常生活用具を給付します。
※日常生活用具の種類や対象など、詳しくは問い合わせてください。

●住宅改造に対する助成

在宅の重度の障がい児がいる世帯に対し、住宅改造に必要な経費の一部を助成します。
※対象や助成額など、詳しくは問い合わせてください。

●聴覚障がい児補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳の交付対象をならない軽度・中度等の聴覚障がいのある児童に対し、補聴器の購入費用の一部を助成します。
※対象や助成額など、詳しくは問い合わせてください。

問い合わせ先

障がい者支援課（八代市役所1階）

TEL：0965-35-0294

子ども・子育てに関する相談窓口

子ども・子育てに関する総合相談

●子育て支援センター

保護者の子育てに関するあらゆる相談を受け付けています。「子育て広場」、「育児講座」、「育児相談」、「情報提供」、「地域支援」などを行っています。

名称	住所	電話番号
八代市子育て支援センター (高田東部保育園内)	豊原上町2920-2-4	31-7468
八代市北部子育て支援センター (八代しらぬい保育園内)	高小原町1507-1	34-1056
八代市南部子育て支援センター (ひので保育園内)	三江湖町1427	33-2393
八代市ひまわり子育て支援センター (八代ひまわり保育園内)	井上町330	34-7008
八代千丁子育て支援センター (千丁みどり保育園内)	千丁町新牟田1357-3	46-0088
八代市鏡子育て支援センター (文政保育園内)	鏡町両出65-2	52-1219
八代市東陽子育て支援センター (太陽保育園内)	東陽町南3100-1	65-2214

問い合わせ先

こども未来課(八代市役所1階)

TEL: 0965-33-8721

●八代児童相談所

養護、障がい、非行など子どもに関する相談を受け付けています。児童相談所は児童福祉法に基づいて設置される18歳未満の子どもに関する相談機関です。本人、家族、学校の先生、地域の方など、どなたからでも相談を受けています。相談は無料で、秘密は守られます。

[相談日時] 月～金曜日(祝休日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分

[所在地] 八代市西片町1660

問い合わせ先

八代児童相談所

TEL: 0965-32-4426、0965-33-3247

●市民相談室(八代市役所内)

家庭の相談、子育ての相談、ひとり親家庭の相談、女性の相談を受け付けています。

[相談日時] 月～金曜日(祝休日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分

[所在地] 八代市松江城町1-25

問い合わせ先

市民相談室

TEL: 0965-33-4452

●八代福祉事務所（八代地域振興局福祉課内）

家庭の相談、子育ての相談、ひとり親家庭の相談、女性の相談を受け付けています。

【相談日時】 月～木曜日（土・日・祝休日・年末年始を除く）午前9時～午後4時
金曜日 午前9時～午後3時

【所在地】 八代市西片町1660

問い合わせ先 八代福祉事務所

TEL：0965-33-8756

児童虐待相談

「子どもを愛せない」「子育てが辛い」「イライラして、つい子どもにあたってしまった」「家族が子育ての悩みを聞いてくれない」など、子育てに関する悩みはありませんか。また、「子どもが虐待を受けているのでは」と思われる光景と見かけたことはありませんか。このような場合は、ひとりで悩まず、まずは電話で相談してください。早い相談が、早い解決につながります。

●八代市こども未来課（八代市役所内）

【相談日時】 月～金曜日（土・日・祝休日・年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時15分

問い合わせ先 こども未来課（八代市役所1階）

【相談方法】 電話、面接

TEL：0965-33-8721

●八代児童相談所

【相談日時】 月～金曜日（土・日・祝休日・年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時15分

問い合わせ先 児童相談所

【所在地】 八代市西片町1660

TEL：0965-32-4426、0965-33-3247

教育・いじめ・非行相談

●教育相談

熊本県下の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の児童・生徒、保護者、及び教育関係職員を対象に、相談に応じます。相談窓口は下記のとおりとなります。

→ [（熊本県教育委員会のHPの教育相談のPDFを貼り付ける）](#)

問い合わせ先 熊本県義務教育課

TEL：096-333-2688

●子ども支援相談員（八代市教育サポートセンター管轄）

八代市内の小中学生を対象に、いじめ、不登校等をめぐる悩み、諸問題等について、児童生徒の相談に応じます。

【相談日時】 月～金曜日（祝休日、年末年始を除く）午後1時～午後5時まで

【相談方法】 電話、面接

【相談室設置場所】 八代市千丁町新牟田1502-1（八代市役所千丁支所2階）

問い合わせ先 やつしろ子ども支援相談室

TEL：0965-30-1669

障がいをお持ちのお子さんの相談

● 熊本県南部発達障がい者支援センター「わるつ」

主に熊本県南部地域（宇城、八代、天草、芦北、水俣、人吉、球磨）にお住いの、発達障がいに関する相談に応じます。

[相談日時] 月～金 9：00～18：00（祝休日・年末年始を除く）

[所在地] 八代市永碓町1297-1 森内ビル201号

[問合せ先] TEL：0965-62-8839 FAX：0965-32-8951

● 地域療育センター

子育てのしにくさや、お子さん自身の困り感などのご心配があらわれる方の相談に応じます。

[相談日時] 月～金（祝休日・年末年始を除く）

[所在地] 八代市西松江城町2-17

[問合せ先] TEL：0965-35-4766

● 相談支援事業所（障がい児）

障がい児やその保護者を対象に、八代市から委託を受けた相談支援事業所の専門職員が、日常生活や障害福祉サービスの利用などについて相談をお受けします。また、申請をするときの支援、サービス事業者との連絡調整なども行います。利用料は無料です。

■ かんねさこ荘相談支援事業所（主に身体障がいに対応します）

所在地 八代市松江本町5-15（地域活動支援センター かんね内）

電話 0965-45-9012

相談員携帯電話 080-1786-6955

FAX 0965-45-9013

相談時間 月曜～土曜（祝日を除く）午前8時半～午後5時

■ 地域生活相談支援センターすまいる（主に精神・知的障がいに対応します）

所在地 八代市大村町720-1

電話 0965-32-2333

FAX 0965-32-2632

相談時間 月曜～土曜（祝日を除く）午前8時半～午後5時

■ 氷川学園相談事業所 風舎

所在地 八代郡氷川町宮原1167-2

電話 0965-62-4081

相談員携帯電話 090-5730-7102

FAX 0965-62-4081

相談時間 月曜～金曜（祝日を除く）午前8時半～午後5時半

救急診療



急病のときは

夜間に急に発病した子どもたちのため、小児科救急診療を行います。
午後10時までは八代市医師会に所属する小児科医が交代で勤務しています。

●夜間急病

八代市夜間急患センター

[所在地] 八代市平山新町4438-3 (八代市医師会立病院内2階)

[電話] 31-6999

[診療科目] 内科、小児科、外科、整形外科

[診療時間] 月曜から土曜日の19:00~22:00

★小児科は、日曜・祭日も診療を行います。5月連休、年末年始は休診

休日在宅当番医

休日在宅当番医は、八代地区市町が八代市医師会、八代郡、医師会の協力を得て整備しています。

[診療時間] 夜間 平日・祝休日の午後7時~午後10時

祝休日 祝休日の午前9時~午後5時

※当番医は、広報やつしろ(毎月1日号)折込の市民カレンダーと市ホームページに掲載します。

歯科休日急患診療

日曜・祝休日、盆や年末年始の休みなど急な歯の痛みなどで困っている人のために、八代市郡歯科医師会では歯科の急患診療を実施しています。

[診療時間] 日曜・祝祭日の10:00~16:00

[医療機関名] 八代歯科医師会口腔保健センター

[所在地] 八代市上野町折口3591-14

小児救急電話相談

看護師または必要に応じて小児科医が、保護者からの子どもの急な病気、けがに関する相談に応じます。

[受付時間] 午後7時~午後12時

問い合わせ先

TEL: #8000 (短縮ダイヤル) または096-364-9999

子どもや子育てに関する施設・場所



こどもプラザすくすく・こどもプラザわくわく

乳幼児と保護者が各自の責任の元で、自由に楽しく遊ぶスペースです。おもちゃ、絵本のスペースがあります。気軽に遊びに来ませんか？

プラザ名	曜日	時間	所在地・電話番号
こどもプラザすくすく	火・水・金・土	開放時間：10：00～15：00 個別相談対応時間 15：00～16：00	八代市本町3丁目1-29号 (マックスバリュ2階) TEL 0965-32-0404
こどもプラザわくわく	月～金	開放時間：10：00～15：00 個別相談対応時間 15：00～16：00	八代市沖町六番割3987-3 (イオン八代2階) TEL 0965-30-7140

また、すくすく&わくわくでは下記のこともやっています。

実施項目	実施日時	
	すくすく	わくわく
こども発達相談	第4水曜日 (午前10時半～午後12時半)	第1水曜日 (午前10時半～午後12時半)
子育てフリートーク(す) 子育てグループトーク(わ)	第2火曜日 (午前10時半～午前11時半)	第4火曜日 (午前10時15分～午前11時55分)
授乳育児相談	第2水曜日 (午前10時～午前11時55分)	
子育てミニ講座	第3水曜日 (午前10時半～午前11時半)	第2金曜日 (午前10時半～午前11時半)
身長体重測定の会ふたば	第4水曜日 (午前10時半～午後12時半)	第1水曜日 (午前10時半～午後12時半)

子育て支援センター

子育ての情報提供、子どもや子育てに関する相談などを行っています。

名称	住所	電話番号
八代市子育て支援センター (高田東部保育園内)	豊原上町2920-2-4	0965-31-7468
八代市北部子育て支援センター (八代しらぬい保育園内)	高小原町1507-1	0965-34-1056
八代市南部子育て支援センター (ひので保育園内)	三江湖町1427	0965-33-2393
八代市ひまわり子育て支援センター (八代ひまわり保育園内)	井上町330	0965-34-7008
八代千丁子育て支援センター (千丁みどり保育園内)	千丁町新牟田1357-3	0965-46-0088
八代市鏡子育て支援センター (文政保育園内)	鏡町両出65-2	0965-52-1219